

国及び地方公共団体の行動計画について

【法第6～8条】

資料2-2

国として整合性ある対策の実施を確保するよう、国・地方公共団体は、行動計画を作成・公表

	国	都道府県	市町村
行動計画に規定する主な事項	対策の実施に関する基本的な方針	対策の総合的な推進に関する事項	対策の総合的な推進に関する事項
	国が実施する措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザに変異するおそれが高い動物のインフルエンザの海外及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集 ・ 新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供 ・ 国内初発の場合における現地対策本部による対策の総合的な推進 ・ 検疫、登録事業者の従業員等に対する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・ 医療の提供体制の確保のための総合調整 ・ 生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置 	都道府県が実施する措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査 ・ 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供 ・ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・ 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置 ・ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・ その他必要と認めるもの 	市町村が実施する措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供 ・ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・ その他必要と認めるもの
	登録事業者の従業員等に対する特定接種に係る登録の基準に関する事項		
	都道府県行動計画及び指定公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	市町村行動計画及び指定地方公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	
	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
地方公共団体やその他の関係機関相互の広域的な連携協力の確保に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項	
手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閣議 ・ 国会報告 	必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣に報告、必要な場合は助言・勧告 	必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事に報告、必要な場合は助言・勧告